

発福中第 8 7 4 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

各地域包括支援センター 所長 様
各居宅介護支援事業所 管理者 様
各訪問型・通所型サービス事業所 管理者 様

鳥取市中央包括支援センター所長
(公 印 省 略)

鳥取市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当サービスの運用
について（通知）

平素より、本市の福祉行政の推進に御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月 2 5 日付け発福中第 8 4 8 号でお示した通り、令和 7 年 4 月より訪問介護相当サービスについて、新たに生活援助の区分を設けますが、運用については以下のとおりとしますので、御対応よろしくお願いいたします。

記

1 月額包括報酬を算定

- ・標準的な内容でかつ規定回数以上の場合

2 回数による算定

- ・月額の規定回数に満たない場合
- ・生活援助が中心である場合
- ・短時間の身体介護が中心である場合

※単位数の上限は 3， 7 2 7 単位となります。

※標準的な内容、生活援助中心、身体介護中心の中であれば、3， 7 2 7 単位を上限として併用は可能です。

3 その他

- ・利用者のできることを阻害せず、自立した生活を送れるよう、最低限必要なサービスに位置付けられるよう、適切なケアマネジメントを行ってください。
- ・ケアプランに「サービス提供内容（身体介護を含むか、生活援助のみか）」「提供時間の見込」を明確に記載してください。
- ・訪問型サービスを提供する事業所におかれましては、ケアプランに明確に示されるよう求めてください。

【月額包括報酬】

サービスコード		サービス内容	対象	区分	単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	事業対象者、 要支援 1・2	(週 1 回程度) 1 月で 5 回以上の場合	1,176	1 月につき
	1211	訪問型独自サービス 1 2		(週 2 回程度) 1 月で 9 回以上の場合	2,349	
	1321	訪問型独自サービス 1 3	要支援 2	(週 2 回を超える程度) 1 月で 1 3 回以上の場合	3,727	

【回数】

サービスコード		サービス内容略称	対象	区分	単位数	算定単位
種類	項目					
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	事業対象者、 要支援 1・2	(週 1 回程度) 1 月の中で全部で 4 回まで	287	1 回につき 1 月当たり の上限 3,727 単位
				(週 2 回程度) 1 月の中で全部で 8 回まで		
			要支援 2	(週 2 回を超える程度) 1 月の中で全部で 1 2 回まで		
	2511	訪問型独自サービス 2 2	事業対象者、 要支援 1・2	所要時間 2 0 分以上 4 5 分未 満の生活援助中心	179	
	2621	訪問型独自サービス 2 3		所要時間 4 5 分以上の生活援 助中心	220	
	1411	訪問型独自短時間サービス		所用時間 2 0 分未満の身体介 護中心	163	

【参考：介護保険最新情報 vol.1210】

基本報酬	改正前		令和 6 年度告示改正	
1 月当たり	週 1 回程度	1,176 単位	週 1 回程度	1,176 単位
	週 2 回程度	2,349 単位	週 2 回程度	2,349 単位
	週 2 回を超える程度	3,727 単位	週 2 回を超える程度	3,727 単位
1 回当たり	月 1 回～ 4 回	268 単位	回数区分を統合し各区分の単価を引上げ 標準的なサービス	
	月 5 回～ 8 回	272 単位		
	月 9 回～ 13 回	287 単位		
	高齢者目線にたったサービス内容 に応じた内容の区分を新設		20 分～ 45 分の生活援助	179 単位
	短時間の身体介護		45 分以上の生活援助	220 単位
			短時間の身体介護	163 単位

⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

月当たり上限を
回数から単
位数 (3,727 単
位) に見直し

【担当】

鳥取市中央包括支援センター 中林

電話：0857-20-3457 FAX：0857-20-3906

E-mail：chuohokatsu@city.tottori.lg.jp